

たか
高

まさ
牧

みのる
實

学位の種類 文学博士
学位記番号 文第54号
学位授与年月日 昭和63年7月7日
学位授与の要件 学位規則第5条第2項該当

学位論文題目 宮座と村落の史的研究

論文審査委員 (主査)

教授 渡邊 信夫 教授 羽下 徳彦
教授 玉懸 博之

論文内容の要旨

宮座と村落の史的研究

本論文は、中世・近世の村落における宮座の史的究明を行ない、宮座を通してその時期の村落について研究しようとするものである。第一部「研究史と問題」、第二部「祭祀頭役制と当屋制」、第三部「中世・近世の宮座と村落」の三部で構成する。

第一部第一章「宮座と村落」、第二章「祭祀頭役制と当屋制」は、宮座と村落についての戦前の研究および歴大な戦後の研究を通覧し、問題の所在を究明する。宮座の概念を狭義に限定し、肥後和男氏のいわれる村座を宮座に含めないこと、豊田武氏の神事頭人の制、萩原龍夫氏の神事頭役制の見解を継承しながらも、宮座と祭祀頭役制および祭祀当屋制とを明確に区別し、荘園鎮守社の祭祀頭役制、神領・武家所領における祭祀頭役制、さらに氏子による祭祀当屋制について究明するとともに、祭祀頭役制を経て宮座が成立することを検証すべきこと、その成立時期について、平安末以降という通説ともいえる見方を再検討し、その分布に加えて、大別、成立時期の地域差および構造の地域差を明らかにし、また、同一地域内における差異を分析すべきこと、中世・近世における惣村・村の運営と宮座の経営、臈次階梯と宮座、身分階層秩序と宮座について解明し、宮座と女性の問題について検討を加え、宮座が担当する仏神事祭礼を明らかにすべきこと、など数多くの重要

な問題が所在することを指摘した。こうした諸問題を第二部と第三部で採り上げることとし、まずは、本論文における宮座についての見方を示せば次のようである。

- (1) 宮座は、自主的な結合・統制をもって、地域内の神社・堂・寺院の恒例の仏神事祭礼をその構成員が同席して営む地縁の恒常的祭祀組織であり、村落共同体である。
- (2) 平安時代以来の仏神事祭礼の頭役の制度が、荘園公領の支配・経営のなかで、頭役を名・郷に負わせる形で採り入れられ、それが地頭など在地領主の所領支配のなかにもうけつがれて、地方に広く行なわれていたが、惣荘・惣村の発展と結びついて、そこに宮座が成立してきた。
- (3) 宮座の成立の時期は、惣荘・惣村の成立時期の早い畿内とその周辺では、十三世紀以降、鎌倉時代中後期から南北朝時代以降で、中国・四国・北九州などの西日本では十五世紀後半以降、室町時代後期・戦国時代以降、東海・関東など東日本では、十六世紀以降、戦国時代以降、ことに江戸時代初期以降と考えられる。
- (4) 宮座は、惣荘・惣村とか村というような地縁的で自治的な村落共同体や、用水、入会林野などを共同利益する惣村の連合や村々の連合の村落共同体と結びついて成立してきた。垣内・小村などにもみられる場合があり、重層していたことも多い。その構成員は、惣荘・惣村・村の構成員と同じで、中世では名主でもある在地小領主・地侍、名主百姓、兵農分離後の近世では本百姓であり、本百姓のなかでも草分百姓など家格の高い上層の家筋だけに限られる場合も多く、したがって身分的な特権的な閉鎖的なものであった。
- (5) 中世から近世へ続いている宮座も、近世初頭に新しい秩序のもとに再編成され、江戸時代の中期から後期・幕末にかけて、身分的・特権的な秩序の動揺・打破の動きが現われると、また、階層分解の進行にともなって構成員による宮座の維持が困難になると、宮座は次第に変容して崩壊への道をたどり、明治政府の諸施策によって多く崩壊していった。変容しながら戦前まで、あるいは今日までその遺制が続いているところも数多い。
- (6) 宮座は畿内とその周辺を中心に広く成立していたが、どの地方にもあまねく成立していたわけではない。宮座は座礼を重要な要素とするが、臈次階梯・年齢階梯、双分制などを必ずしもともなうものではなく、また、必ずしもその神社、寺院、堂のすべての仏神事祭礼にかかわるものではない。
- (7) なかには数少ないが、中世における在地小領主の地縁的な共和的な一揆・党を中心としたものもみられ、その成立時期は南北朝時代以降であったと考えられる。

第二部第一章「鎮守社の頭役と在地領主」は、荘園の鎮守社および武家所領の鎮守社の祭祀頭役制について究明する。豊田武氏が、荘園領主が宮座を利用して荘園統制を行なったため、宮座の荘園化が進み、名田・名主が宮座の重要な構成要素となり、隅田八幡宮の場合、隅田一族に対する頭役がその有する名田を根拠としていた、と指摘され、それをうけて、我妻建治氏が、同宮座が原初的本来的に名によって、荘官と名主によって構成されていた、とされた点に留意して、残存する差定状にみえる名および放生会の座順を検討し、隅田八幡宮の修正会四座の朝拝頭が、四組に編成さ

れる荘内の名・名田に巡役として差定され、隅田氏一族・荘外在住者を含む名主および自立的な作人が、頭人として頭役を勤仕しており、座礼の折の庁座の座順は、放生会の座順と同じように固定化されていたこと、朝拝頭の差定・庁座などを管轄したのは、荘園領主から祭祀経営担当の権限を与えられていた俗別当隅田惣領家であったこと、を検証して、隅田八幡宮朝拝頭の庁座は、荘園鎮守社の頭役制による祭祀を示すものであることを明らかにした。こうした祭祀頭役制をうけついで、南北朝時代に至って、荘園領主を異にするようになった隅田南北両荘の、隅田党を中心とした宮座が形成された、と考えるのである。

ついで、肥後野原荘の野原八幡宮の祭祀について、荘園の勧請神から地頭小代氏の氏神となり、荘内地頭方の所領所職を分与された武士・名主の神事頭人によって祭祀されていたが、南北朝時代の名主層成長にともなって、名主層の神事頭役勤仕が全般的となり、永正以降、村々の共同体制の展開につれて、頭役が村々の廻り役として確定した、とする杉本尚雄氏の見解に対し、弘長二年の下地中分以前から荘園鎮守社野原八幡宮の祭祀の頭役が、荘内の名の巡役であり、同社がその頭役賦課権を有していたが、下地中分以降、小代氏惣領家が地頭方における頭役を充てる役割を果し、室町後期には、一族の一分子・宮内氏・皆木氏が奉行としてその権能を受けついでおり、南北朝以降、平百姓も名田・屋敷の取得にともなって頭役を差定されるようになり、応仁以降、名が村として現われ、永正以降、祭祀が数多く再興されるとともに、頭役が村々に固定化された廻り役になったことを明らかにした。荘園鎮守社が下地中分後も、在地領主の支配下で頭役制によって祭祀され続けてきたのである。

ほかに、鎌倉・南北朝時代に、摂津多田院惣社九月九日の祭礼の頭役が、名・垣内にも巡役として差定され、南北朝以降、周防賀保荘南方四所社祭祀頭役が、公文名・地頭名・百姓名の大小を基準とする長短の巡年によって差定されていたこと、室町時代、丹波葛野荘内尾大明神の祭祀が、領家方の名に巡年で差定される上頭下頭の頭役によって営まれ、上頭の頭人は守護の被官をはじめ殆んど殿・方を付される荘内外在住の有力な名主であったことを検証した。こうした名の大小によって巡年の年数を異にする頭役差定のほかに、名・名田を同じ規模の番に編成して各番の巡年年数を同一にする頭役差定の方法も行なわれており、正安四年の美作弓削荘志呂宮の二十番四十頭の頭役祭祀はその一つの事例で、従来のように宮座として扱うべきではないことを指摘し、備後地毗荘に入部した山内首藤氏およびその一族が、鎌倉末の丑寅八幡宮かと思われる社の祭祀に十番、室町戦国時代の南八幡宮に十一番、西条上村八幡宮に十二番、河北八幡宮に上下両頭から成る番、三つ河内八幡宮に頭本寄頭から成る番として、荘内の名・名田を再編成し、惣領家の鎮守社を中心にそれぞれの所領の鎮守社の祭祀を経営し、神主を補任し、あるいは神主を従臣として動員して所領の支配を実現していたことを究明した。祭祀頭役制は、大名領国、大名配下の武士の所領の支配にもうけつがれており、大内氏の興隆寺・妙見宮修二会の頭役、吉見氏の鷲原八幡宮の番編成の頭役、そのほか四国、九州における事例があげられる。

第二章「宇都宮・今宮明神の頭役」は、社家領主の神領支配と祭祀頭役制について検討し、次の

ような点を解明した。鎌倉・南北朝・室町時代、下野一宮宇都宮の五月会の頭役が、社家領主宇都宮氏の管轄のもとで、宇都宮社領を除く下野国中に課されることになっていた。しかし、小山氏・那須氏の所領、室町時代の上杉氏の所領には課された様子がみえない。九月会の頭役は、宇都宮社領、つまり宇都宮氏所領内の郷を単位として郷内の田数に応じて賦課されていた。室町中期以降は、宇都宮の頭役賦課は宇都宮氏の所領に限られ、宇都宮氏は同氏の守護神として祭祀しながら、頭役による祭祀を給人の統制と結集の場として所領の支配に利用していた。その所領内の氏家郡においても、宇都宮氏の支配のもとで、氏家の領主が今宮明神の九月の祭礼の頭役を郡内の郷を単位として課し、郷の給人をして勤仕させ、その祭礼を給人の統制と結集の場として利用していた。しかし、両頭役の負担を課せられた農民がそれに強く抵抗し、次第に欠頭が多くなっていった。

第三章「桧原春日社と武水別八幡宮の頭人」は、中世の祭祀頭役制が近世の氏子の当屋制に継承されていることを検討する。戦国末、武州桧原城主平山氏が、桧原春日社の頭役を自ら勤仕するとともに、その同心・被官の桧原衆と桧原諸集落の上層農民を動員して勤仕させていたが、その祭祀は、近世に入って、桧原村内の春日社の鎮座する本宿とその周辺の百姓の当屋によるオトウ祭祀として続けられてきた。信州武水別八幡宮の中世の新嘗祭・八講会をうけつぐと思われる大頭祭は、石清水八幡宮の旧小谷荘の荘域の村々の氏子のなかから、経済的負担に甚えうる相応の高持百姓が頭人に差定されて経営され、五代にわたって五番頭、四番頭、二番頭、一番頭、大頭（三番頭）を勤めあげた家が、大頭筋という最も高い家格と社会的特権を得ていたのである。

第三部第一章「中世の宮座と臈次階梯」は、中世の宮座の構造、ひいては村落構造および惣村の運営にかかわる臈次階梯について検討する。近畿地方の近世の宮座に年齢階梯が広くみられるといわれ、民俗学・民族学では年齢階梯を宮座の重要な要素と見ているが、歴史学からの研究では、豊田武氏が、中世末に村座的宮座が増加し、その構成の基準も年齢によるようになり、その祭祀組織が村落行政の組織となってヲトナがその中核となった、と指摘しておられるけれども、ほかに研究も少なくない検討を重ねる必要がある。本章は、鎌倉時代からの宮座として知られている近江大嶋奥津嶋社と大和下田鹿嶋社の宮座を事例として採りあげる。大嶋奥津嶋社の大座は、鎌倉後期、奥嶋惣荘のなかの奥嶋惣村と、津田惣荘のなかの北津田惣村の連合した左右両座の宮座としてみえ、南北朝時代、大座は両座とも横座、二臈、百姓というそれぞれ三座によって構成され、横座のうちからそれぞれ四人ずつが「おとな」となっていた。鎌倉時代から座衆は相応の経済負担に甚えうる者が頭役を勤仕して下座から中座へ、さらに上座へ進んでおり、「おとな」も鎌倉時代・室町時代を通じて特定の者に固定していたようにはみえず、また、二臈の呼称が現われていることから、早くから臈次階梯が行なわれていたと考えられる。こうした臈次によって就役していた「おとな」が惣村の運営を行っていたのである。それは、両惣村が有力な在地勢力のいないフラットな村落構造であったことによると考えられる。

下田鹿嶋社には、鎌倉初期から下田の名主層と思われる限定された人数の宮座があり、その座衆が交替で頭人を勤めていたと考えられる。この宮座は、下田方・鹿嶋方の両座から成り、鎌倉末・

南北朝時代、ヲトナ・講衆十人・在家という構成で、座衆は結衆と称していた。鎌倉中期に入衆が記録され、後期には座衆の嫡子をはじめとする子息の入衆の登録が行なわれ、室町時代に入って殿称が消滅して登録者数の増加がみえ、後期までには入衆の日付を付記して登録の順番が明示されるようになり、ヲトナの上に一臈が現われるなど、臈次階梯の秩序が確立されてきた。それは、下田にその勢力を伸ばしていた岡氏が、下田の惣村・宮座を主導者として掌握統制しておらず、南北朝以降、ことに室町時代に農民の成長がみられたことによると考えられる。

近江の今堀・菅浦の臈次階梯も事例に加え、中世末の村座的な宮座の成立発展の段階で臈次階梯がみられるという豊田武氏の見解、近世初期の宮座再編成の段階で臈次階梯が濃厚になるという萩原龍夫氏の見方に対し、遡って、早くは鎌倉末・南北朝時代あるいは室町時代から、階層が比較的フラットな、農業以外の経済活動も展開されていたような一部の村落・宮座で臈次階梯が樹立され、臈次上位の一臈・おとなが宮座の経営を、また、惣村の運営を主導していたことを究明した。

第二章「中世末における湖東の宮座」は、中世末の湖東南部という同一地域における多様な宮座と村落について検証する。

栗太郡志那三大神の宮座は、志那荘政所であった市川氏一族を中心とする地侍・殿原のみで構成され、同郡勢多建部大明神の弓座も平松など地侍・殿原のみで構成されていた。これらとは対照的に、野州郡安治村では、在地する侍衆がみえず、戸津宮の南北両座の宮座の座衆は脇衆を除く百姓であり、おとな、老衆（むろうと衆）、若衆という臈次階梯の組織によって構成され、「おとな」は臈次による就役で特定の家筋に固定化しておらず、安治惣を主導する惣代でもあった。守山宿でも、天満宮の宮座は商工業者・名主・百姓で構成され、そのなかの「おとな」が主導者であった。地侍・殿原と百姓の参加する宮座に、小嶋衆を中心とした地侍・殿原の主導のもと、百姓が老次第（臈次）の順位で着座して座礼を行なう事例があり、野州郡大篠原牛頭天王社の宮座では、領主永原氏の一族、地侍・殿原、数多くの百姓、領主およびその支族の中間・被官・下部や地侍・殿原の被官となっていた百姓が頭人を勤めており、同郡三上の御上神社の宮座も、東林寺村衆＝社家衆を中心とする長之屋、三上三か村名主を中心とする東座、他村からの移住者をも含み両座より低い位置の西座から成り、主導層の社家や名主が、六角氏あるいはその重臣永原氏などの被官となりながらも農業経営から離れず、用水の管理にあっていた。この大篠原・三上の両宮座は比較的開放的な宮座であった。この地域では、百姓のなかにも次第に力を伸ばして主導層の末端に加わる者も現われ、浄土真宗の門徒となったが、宮座や村落の主導層を占めるには至っていなかったところも多い。このように同じ地域でも多様な宮座がみられ、それがそれぞれの村落構造を反映するものであったと考えられる。

第三章「大和小南の宮座と女房座」宮座は男性の独占になるものと広く考えられ、女性の問題についての究明も稀で、わずかに豊田武氏によって、中世の宮座への女性参加の事例が指摘されているにすぎない。近時、田端泰子氏が女房座を採りあげて、女性が中世村落のなかで身分編成外にありながらも一つの勢力をもっていたと論じられたが、それらの女房座はすでに知られているもので、

多くは講の女房座であり、また、女性が家の枠組のなかで身分編成されていたことに十分な留意をしておられない。小著『宮座と祭』のなかで、中世大和龍門大宮の宮座に女性が入座し頭人を勤めていたことを検証しており、豊田氏のあげられた事例とあわせ考えれば、家を継ぐ女性が宮座の座衆に加わっていたことが知られる。近世においても、一時的ではあれ家の主となっていた後家が入座していた事例がある。大和小南牛頭天王社の宮座に女房座があり、女房は、亭主によって座衆に披露されたのち、亭主とは別席の女房座に亭主と同じ座順で着座することになっていた。この宮座では、寛文期には座衆の平等化が進んでいたが、なお古座衆と今座衆の区別があり、女房もその家の身分階層・家格区分の枠組の中に置かれ、また、その身分階層・家格を十分に意識していたに違いない。近世における宮座の多くを男性が独占しているのは、家が亭主・家長を中心とした秩序のもとにあって、村の構成員もそうした家であったことによる、と考えられる。

第四章「伊勢地方八王子社の結衆と当屋」伊勢地方八王子社の宮座は結衆といい、多気郡中村の天王八王子社と大淀の二天八王子社の事例など南北朝・室町初期からみられる。度会郡本一色村、上野村の事例によれば、近世初期、結衆は村内の上層を形成し村役人を独占して村政を運営していたが、中期以降、結衆以外の百姓の抬頭にもなって、村役人と村政の運営を独占するものではなく、村の鎮守の祭祀を担当する仲間ともいうべきものとして存続してきていた。通村でも、近世後期には、村政担当の六人の年寄と、祭祀を営む結衆＝当仲間＝月チ仲間とが分かれており、年寄が営む仏神事祭礼と、月チ仲間が行なう仏神事祭礼とがあって、月チ仲間が村の鎮守の祭祀を独占していたわけではなかった。年寄には月チ仲間のなかの臈次の上位が就役し、そのなかの一老が主導して村政を運営し、地下（会所）で、年寄・横座（中老の主導者）・月行事（若衆の主導者）を出勤させ、あるいは、若衆・月チ仲間の若衆を動員して、村の仏神事祭礼を経営し、月チ仲間は、幾組かに分れて、各組の当・小当という年番当屋を選出して、鎮守社あるいは当屋において、数多くの仏神事祭礼を営んでいた。その当屋の経営による仏神事祭礼には、年寄の一老・二老の立会が多く、祝儀など地下からの出銭もあり、両当が村中の代参として内宮外宮に参詣するなど、月チ仲間が年寄とは別に村の祭祀の多くを担当していた。月チ仲間はそうした仏神事祭礼を通して、村内の特定の上層の家筋であることを村内外に示し、その榮譽・誇りの意識を強め、仲間の結束を固めていた。村内にはこうした月チ仲間以外に氏子が多く併存していた。

第五章「若狭宇波西神社の田楽頭と宮座」は、宇波西神社の場合を事例として、中世末の祭祀頭役制、近世の宮座と氏子制の成立の問題を検討する。宇波西神社は、中世においては三方郡耳西郷の鎮守として祭祀され、その祭礼には、同郷内の寺庵と同社の社僧が祭礼本頭・馬鞍口取役を勤仕し、同郷内の名・名田に懸けられる田楽頭を、その名・名田を有する同郷内外の在地小領主・土豪、寺庵、百姓が勤仕してきていた。中世末には、同郷内の惣村が、それぞれ主体的に御供を備進していたと考えられ、また、田楽村、王ノ村、しゝの村という芸能座が祭礼に芸能を奉仕していた。近世に入り、それらの惣村がそれぞれ村として定められ、それらの村々は同社を惣社として祭祀を続け、中世末の名主に系譜をひく百姓上層が村々の宮座を形成し、それぞれの村で座衆のなかの年番

の頭屋が祭礼の経営にあたった。近世中期以降、それらの村のなかの日向浦では、中世以来の刀禰として村政を運営していた渡辺家の勢力弱体化と新興勢力の伸長がみられ、頭屋における経費が同浦の新規の住民にも割付され、祭礼への参加が開放的となり、宮座にかわって氏子制が成立してきたと考えられる。

第六章「近世紀伊尾鷲の宮座と持台山」は、近世における村々連合の宮座とその経済的基盤となっていた入会林野について究明する。紀伊尾鷲の大室天王社を総社として祭祀する尾鷲七郷十か村（のち十一か村）の親方を中心として、妻座、百二十人筋目の者をもって構成する宮座が結成されていた。親方は和歌山藩の地土で、大庄屋あるいは庄屋として村政の運営にあたり、同藩の農民支配の末端の役割を果たしていた。しかし、近世後期には、尾鷲五ヶ在における商業・廻船業・林業の発展にともなって、新興勢力が抬頭し、土井家などが大庄屋となり、また、功勞地土となったが、宮座の座衆には入っておらず、宮座の力も大きく揺らいできた。祭礼の経営に加わる三人の党人（当屋）は、百二十人筋目の者のなかから差定され、党賄の祝儀として炭竈札二枚分の代金三両を与えられた。この党金は、広大な九か村持台山の炭竈札代の収益から支出されるもので、その収益は、百二十人筋目の者の数を算定基準としたという九ヶ在炭竈割法（竈法）によって九か村に配分されていた。近世後期には、新興勢力の抬頭にともなって、高・人数・家数を基準とする九ヶ在法（九ヶ法）を適用する配分を増加する改変が行なわれるようになった。宮座も権威が薄らぎ祭礼を執り行なう一部の家筋の組織ともいべきものとみなされるようになったと思われるが、なお、竈法の維持によって、党金が賄われ、炭竈札代の収益で社殿修葺が行なわれるなど、九か村持台山がこの宮座存続の経済的基盤となっていたのである。

第七章「近世佐渡国仲地方の祭礼と長百姓」近世の佐渡村々においては、戦国期の殿原の系譜をひく長百姓、平百姓、名子、水呑という階層構成がみられ、長百姓が村政を握り、村の鎮守の祭礼にも、宮長として中世末以来弓神事など重要な役割を果たしていたといわれてきている。しかし、畑野熊野神社および新穂日吉神社の祭礼を事例として検討すれば、国仲地方では、長百姓の家筋とその序列が定まったのは寛文・元禄の頃で、長百姓の独占する弓神事も同じ時期に始められ定まったものと考えられる。両社、ことに新穂日吉神社の祭礼式と年番の的当番の役割を詳らかにみれば、長百姓は神事の経済負担の軽減をはかりながらも、華やかな光栄あるその神事を続けて、長百姓の格式を守り、長百姓を中心とする村落秩序の維持をはかっていた。平百姓は、氏子として社殿造営奉加・祭礼費の若干の負担をしながらも、村の鎮守社の祭礼に参加できなかった。平百姓は、近世後期には次第に力を伸ばし、長百姓による村政運営糾弾の運動を展開し、長百姓と村政とを切り離そうとしたが、佐渡奉行所が長百姓中心の秩序を維持する施策を行ない、長百姓も平百姓のなかの有力者を仲間に取り込んで、その秩序を維持し続けた。

第八章「関東における草分百姓の座居と宮座」関東地方の草分百姓と称される村落上層が、中世末、後北条氏の支配下で彼等を中心とする村落秩序を形成しつつあり、そのなかの最も有力な百姓は、後北条氏の被官となり、あるいは小代官などとして、その村落支配の機構に組み込まれていた

ので、畿内に展開していたような惣村が形成され難く、宮座の形成もみられなかったと考えられる。在地小領主は、篠窪・松原などのように、徒・陣夫として動員するような村落上層を、所領内の鎮守祭祀にも動員し、そうした百姓が村落上層としての身分意識を持つようになり、近世に入って、名主などとして村落の支配機構に再編成され、その本家を中心とした草分百姓という身分階層を形成した。その身分階層が村内での座居としても公示され、あるいは、彼等のみを構成員とする宮座、あるいは彼等を中心とする宮座が形成され、村政運営のなかで、村の鎮守社の祭祀を経営し、その村落秩序維持を実現していった。近世初期の後半には、そうした村落秩序を改変しようとする動きとして座居論が展開されはじめ、中期から幕末にかけては、村落秩序打破改変、村政改革の要求が広汎に展開されるようになったが、その運動の主導者が村落上層に取り込まれるなかで、座居および宮座が村落上層を中心とした秩序維持に大きな役割を果たしていた。

幕藩制確立期の村落

本論文は、織田政権発祥の地であり、豊臣政権および江戸幕府の重要な基盤ともなった美濃国を素材として、幕藩制確立期の村落について、実証的に究明することを目的としたものである。

幕藩制は、十六世紀後半の織田政権から豊臣政権を経て、十七世紀に確立された。石高制に示されている封建的土地所有を基盤とする幕藩制の確立は、兵農分離の過程終了、石高制の深化・貫徹、小農民のより広汎な成立と幕藩領主によるその掌握、小農民の抵抗・抗争とそれに対応する幕藩領主の支配政策の確立を指標とすることができよう。その時期は十七世紀中葉から後半にかけてであると考える。そこで、本論文は織田政権が樹立される前後、中世末戦国期の十六世紀から、寛文・延宝期の十七世紀後半に至る時期を分析の対象とする。

分析の方法としては、殊に分析の中心としている木曾川以西の西美濃村落の一般的様相と動向について取りあげるという方法を採用し、個々の村落を一つ一つ取りあげるという方法は、第七章の備中国岡田藩飛地の村のほかには採用していない。というのは、中世末から近世初期にわたって、一村の様相・動向を分析の対象とすることが可能な一貫した史料がないという制約をうけていることにも因る。しかしながら、個別的に村落の究明を試みる方法にかえて、一般的な様相や動向を明らかにすることも重要な方法であると考えられる。分析の対象とする木曾川以西の西美濃について、北部および西南部の山間地域、用水（平坦）地域、南部の水場（輪中）地域とに区分することとする。

さて、美濃が織田政権の基盤であったにもかかわらず、まだ当時の村落についての究明がなされていないとさえいっていい現状である。それは、史料的制約に大きく起因しているが、その制約のなかで、できる限り明らかにしようとする試みが第一章である。村落の究明には、信長が家臣団に組織した在地小領主や土豪の名主層が如何なる存在形態と性格を有するものであったかの検討を除外することはできない。また、農民がどう把握されていたのか、織田政権に対する農民の抗争でもあった一向一揆の美濃における様相などを解明してみた。こうした解明は織田政権をどう捉えるかにかかわる問題である。第二章は、美濃における太閤検地・徳川検地を分析し、豊臣政権・江戸幕

府が織田政権下で次代への胎動を始めていた村落と農民をどう把握したのか、その農民の存在形態と性格は如何なるものであったのか、それがどのように変動していったのかなどについて考察してみたものである。近世初期の検地を通じて成立した村に、美濃では、頭百姓と脇百姓という村落の身分階層制、村落秩序が形成されており、それに対する脇百姓の抗争が慶安以降、寛文・延宝期に展開されるようになる。この身分階層制の検討を通じ、前章とあわせて、近世初期における村落の様相とその変動を明らかにしようとしたのが第三章である。第四章は、中世末から寛文・延宝期に至る真桑更地用水をめぐる問題を究明し、中世末の惣郷・惣村を検出し、近世の石高基準による分水・番水などを取りあげ、近世的水利体系の成立を跡づけてみようとするものである。第五章では、山野の用益から中世末の惣村の展開を傍証し、近世初期における山野の保有、用益の様相を明らかにして、小農民の展開との関連を検討し、第四章とあわせて農業生産力の基礎条件である水と山野の問題について考察した。第六章は、美濃における江戸幕府の蔵入地の支配機構と機能を検討し、寛永末年から慶安に至る幕府の農民支配政策の転換を、如上の村落の様相と動向に関連させながら考察し、貢租收取とそれに対する農民の抵抗を究明しようとするものである。農民支配政策は法令などを検討するのみならず、具体的に如何なる村落の様相に対処して進められたものか、それに対する農民の要求・抵抗を分析し、それらの総合として理解されねばならない。幕藩領主の農民支配実現に、在地の土豪的農民が果たした役割は極めて大きい。第七章は、備中国岡田藩の飛地における土豪代官の地方支配について具体的に究明を試みたものである。第八章で、美濃村落の構造とその変動を規定する条件の一つである商品流通、殊に農民的商品生産・流通の様相とその発展について明らかにすべく、史料制約から定期市場の発達と濃尾三川の舟運の発達を検討してみた。

以上、八章にわたっての考察を要約すれば以下のようにいえよう。織田信長が政権を樹立して統一事業を推進することができた要因の一つは、在地小領主や土豪の名主層を強力な統制のもとに、その家臣団として組織し軍役を確保することに成功したこととあり、それも土岐一斎藤氏とは異なり、信長の「国中欠所」にみられる一職支配という上級の領主的土地所有を基軸とするものであった。所領の安定拡大、一円知行の要求をもって信長のもとに結集した彼等は、その要求を獲得しながら、信長の政策とあいまって織田政権後半には兵農分離の過程を進み始めた。織田政権は荘園制的土地関係を払拭し切らず、なお在地の土地所有関係を複雑なものとして留め、支配範囲内にも、近江・畿内を米高制としながら、美濃・尾張などに貫高制を採り、統一的な土地所有関係を樹立していない。統一的な近世封建領主的土地所有は豊臣秀吉の太閤検地による兵農分離と石高制樹立までまたねばならないが、信長の一職支配のもとで近世封建領主的土地所有が形成され始めていることを評価すべきで、織田政権を中世末の最後の政権と考えるべきではない。農民の掌握も、領主―農民という関係を一応定立しており、惣村の展開、農民の成長を基盤として、末端では在地の農業経営と離れ切れない存在があるとはいえ、信長は兵士専門の軍団に組織した在地小領主・土豪の名主層をして兵農分離の過程を進み始めさせていたのである。

中世末美濃の惣郷の主導層である土豪の名主層が禅宗に帰依していたのに対し、一向宗の弘通し

ている地域では、惣村の主導者である百姓上層およびその下の百姓が一向宗に帰依して、美濃における一向一揆勢力を形成していた。信長はこの百姓にその一職支配実現の基本的対立勢力を見出した。在地小領主・土豪の名主層が信長のもとに結集した要因もそこにあった。信長が一向一揆勢力を打倒することによって、統一政権樹立の可能性を掌中にしたとさえいえよう。また、本願寺教団の一向一揆勢力に対応するためにも信長は自らの絶対化を必要とし、そこに集権的な封建制への道を開いたのであった。業なかばにして斃れた信長の跡をついだ秀吉は、一連の全国的な太閤検地を実施して、荘園制的土地関係の残存、米高制と貫高制併用などの前政権の複雑な土地所有関係を払拭し、一職支配を全国的に貫徹し、石高制を樹立し、兵農分離を行ない、領主－農民という単一な関係に整序して、支配単位として設定した村を通じ、地域的に遅速はあるが、成長してきた小農民を政権の基盤として掌握した。この太閤検地の地ならしのあとをうけた徳川検地は、より実際的に農民掌握をすすめ、貢租増徴の政策を推進した。そして、太閤検地で一応確定した兵農分離を推進し、この過程を終えさせた。徳川検地は妥協的であるとか反動的であると評価するには厳しいものであり、ものであった。太閤検地が直面していた村落と、太閤検地を一旦経過した村落では大きく差異があり、それを無視して比較することは妥当性を欠くことになる。

ともかく太閤検地はまさに権力の基盤として小農民成立の劃期であった。しかし、兵農分離後、在地に百姓身分として留った旧在地小領主層や旧土豪の名主層は、石高制・年貢村請制下の村落支配実現に不可欠の勢力であり、その弱体化は封建領主にとって得策ではなく、また彼等も易々諾々としてこれまでの作合取得の既得権を放棄するはずもなかった。封建領主によって作合取得否定の政策が一応は打出されながらも、太閤検地後においては、彼等は地主として存在した。地域的に差異はあるが、近世初頭すでに直系小家族がかなり広汎に成立しており、寛文・延宝期にはどの地域の村落も直系小家族で占められるに至る。これは小農民経営の展開を示すが、一方には質地地主の展開が進み、地主・小作関係がより多く出現するようになる。

このような近世初期の美濃村落には、頭百姓制ともいうべき頭百姓を中心とした脇百姓を身分的差別する村落秩序・身分階層制があった。頭百姓は中世末・近世初頭の在地小領主・土豪の名主層、地主、百姓上層に系譜を有して経済力も大きく伝統的にも優位にあった。その上、身分階層制を梃子として農民支配を実現すべく、地方支配の末端組織に組込まれるなど封建領主によってその地位を補強され、灌漑用水や入会山野の管理権を掌握していた。

しかし、慶安以降、寛文・延宝期から、頭百姓の支配をうけていた脇百姓の一部が頭百姓への上昇運動を展開し、或は身分的差別に対して抵抗・抗争を始めた。これは、石高制の深化・貫徹にともない、石高制の計量的側面が、筋目正しいという伝統的意識を変えようとする経済力の優劣による身分差別を求めるものであった。こうした脇百姓の動きに対応して、頭百姓はその身分階層制・村落秩序維持補強のため、伝統的権威、村落結合の象徴として、神社の祭祀を編成しなおした。村内の古社を村の鎮守とし、或は最も有力な頭百姓がその同族団の氏神を村の鎮守化して、頭百姓同族団の代表・本家などでもって宮座を結成したり、或は村々の惣社の祭祀などを通じて頭百姓が村

を越えて結束した。頭百姓制を国法として意識するようになっていった。さらに、中期以降になれば、今まで不文律であった村落秩序を成文化し村法を定めるに至る。脇百姓の上昇運動、抵抗・抗争は幕末まで展開しつづけられていく。

このような村落の変動は、まさにより広汎な小農民形成の成立によるものであった。この小農民経営の展開は、その生産力的基礎条件としての、水と山野の問題にもかかわっている。中世末の灌漑用水の用益をめぐる村落共同体として惣郷が結成され、有力な土豪の名主層が連合し、そのなかで最も有力な土豪の名主で在地小領主化していた井親・井奉行が、戦国大名の領主権力の庇護をうけて用水の管理を担当していた。彼等の主導下にあった百姓の成長を基盤として惣村が展開し、百姓上層が用水の管理に参加するようになり、そこに兵農分離を経過した近世村落における本百姓中心の自主的な用水の用益に発展していく動向がみられた。近世初頭の検地・兵農分離を経過し、石高制のもとにおかれた村々は、井組（村落共同体）を構成し、中世末以来の旧慣を守って有利に用水を確保しようとする井組と、公平な用水の配分を要求する井組とが激烈な水論を展開した。石高制を基礎とする幕藩制下においては、中世末以来の旧慣より石高制応用の用水配分が優先した。幕府は石高基準にもとづく用水の配分、分水・番水によるべく水論を裁定し、中世末以来の旧慣、一ノ井の既得権を否定した。かかる石高基準による分水・番水が成立したのは、寛永期まで、十七世紀の前半においてであった。しかし、その後もなお水論が繰返された。本百姓のより広汎な成立の動向のなかで、畑の田地化・新田開発などを禁ずる井組内の規制を破ってまで経営を進展させようとする小農民が、井組内での用水配分の公平を要求したからであった。この時期が、封建小農民の広汎な成立の時期でもあったし、村落上層の頭百姓に対し脇百姓が抗争を展開しはじめた時でもあった。用水管理を担当する井頭・井親役も、中世末以来の伝統を有する特定の有力農民の独占が否定され、井組内の要求を代弁する代表者の就役が実現した。十七世紀後半は用水の用益をめぐる様相も大きく変動していたのである。

山野の用益については、近世初頭の山野改によって、部落入会・村中入会・村々入会の用益慣行が成立していたことが知られた。ほかに、寺社の有する山野、土豪の農民や有力農民の私的所持の山野があったけれども、主体は入会用益であった。これは中世末における惣村の発展によるものである。入会用益権は本百姓に限られていたが、本百姓のより広汎な成立の動向のなかで、小農民が用益量拡大を求め、一方幕藩領主が山林領有強化をはかったため、農民の山野用益が狭隘化されることとあいまって、入会林野の濫採、荒廃化が問題となってきた。村落上層の頭百姓が用益の確保維持を企図して、自らに有利な石高基準による入会地の分割・割替を始め、脇百姓（小百姓）と鋭く対立した。幕藩権力に擁護された頭百姓が有利な立場に立っていたが、脇百姓もその要求を一部ながら獲得した。なかには、脇百姓が、頭百姓の私的所持の山野を村中入会地とすることに成功した所もあった。かかる山野用益の大きな変動が、用水の場合と同様、十七世紀の後半に進行したのである。

本百姓のより広汎な成立は、多肥集約労働による小農民経営の発展であった。もっとも、一方に

は零細層・無高層の増加が進行し、他方質地地主の展開がみられ、本百姓もその小作として小農民経営を補充しなければならなかった。従って、自营農民が満面開花したとはいえないけれども、小農民経営は用水および山野用益に対する小農民の要求をより多く獲得しながら成立したのである。このことは、用水・山野の用益をめぐる村落共同体によって、小農民経営の生産力的基礎として極めて重要な水と緑肥の供給を保証されたことを意味し、小農民経営が村落共同体を基盤として成立したことを示しているのである。

こうした生産力的基礎条件とともに、小農民経営の成立には、何らかの貨幣取得の機会があることをも前提としていた。すなわち、農民的商品経済の発展がなければならなかった。美濃における商品流通は、畿内周辺として早くからかなり盛んであった。そこには惣村が発展し、城下町経営を可能にする社会的分業成立の基盤が醸成されていた。近世初頭には、城下町や中世末以来の若干の在町に定期市場が出現していたが、次第に各地の在町に定期市場が開設され、城下町を中心とした商品化を増大し、定期市場の発達を促進した。封建領主はこうした農民的商品生産・流通を掌握し統制すべく、それらの定期市場開設を許可・保護して商品流通機構を整備した。定期市場は小農民に支えられながら、さらに農民的商品生産・流通の発展と小農民に貨幣取得の機会をもたらしした。

かかる農民的商品流通の発展は、当初封建領主の貢租米運漕のため整備された河川の舟運機構をして、農民的商品運漕の大動脈としての役割を果たさせた。湊・河岸が農民的商品流通の拠点となりうるかどうか、その発展・衰退の岐れ目となった。濃尾三川のうち揖斐川の舟運は、琵琶湖と伊勢湾、京・近江と美濃・尾張・伊勢を結び、全国的商品流通の一翼を担った。中継地としての揖斐川三湊と大垣湊が競合し、大垣湊が一大拠点に発展した。長良川上流の上有知湊は、西美濃北部・奥美濃・飛騨をも含む後背地を有して、飛騨の林産物や美濃の紙・茶など川下げる湊として発展した。中流鏡嶋湊は長良川登船荷物陸揚独占権を中世末以来の既得権として有し、領主の庇護もあって幕末に至るまでそれを確保しつづけた。長良川遡航が困難であるという自然的条件と岐阜・加納への荷揚げの役割も充分に果たしたことが、加納町人の反対運動にもかかわらず、その独占権を維持しつづけた原因であろう。尾張藩の長良川役所で船改をうけた商品から農民的商品流通が盛んだったことも明らかである。木曾川のの上流兼山（金山）が、城下として舟運機構も整備され、城下としての機能を喪失したのちも当分は舟運の拠点であったが、農民的商品流通の展開にともない、その拠点としての機能をその上流黒瀬に奪われるに至った。黒瀬の興隆はまさに農民的商品流通の拠点となりえたことによるものであった。ともかく、慶安以降寛文・延宝期の農民的商品流通の進展が、小農民に貨幣取得の機会を与えた。そしてまた、農民的商品経済の進展は小農民経営とあいまって出現してきたものでもあった。

封建領主の農民支配はこうした村落の様相と農民の抵抗・抗争に対応したものであった。関ヶ原戦後、美濃の政治・経済・軍事上の要地を蔵入地として設定した代官頭大久保長安は、配下の代官衆、手代り衆を用いて地方支配を行ない、駿府城・名古屋城やその城下町経営に要する木材を木曾から採出した。幕府は美濃の蔵入地がその機能を果たすと、尾張藩への木曾加封とともに、蔵入地の

多くを尾張藩に編入し、尾張藩を強化した。当時の代官・手代りの地方支配は、在地の土豪的農民を下代に起用して行なうものであった。長安の死後、その権能の多くをついだ美濃の郡代岡田善同・善政父子は、代官衆の中心として地方支配を行ない、引続き土豪的農民を下代に起用したが、代官罷免をもたらすような農民の抵抗の前に、彼等下代の統制を強化した。幕府における勘定頭の設置、代官の不正取締りなど幕府の地方支配機構が整備強化されるに従い、在地における蔵入地の地方支配も強力に統制され、代官は勘定頭の指揮命令系統下におかれるようになった。在地の下代も年貢請負的性格を払拭された。幕府は、このような支配機構の整備強化とともに、農民法令の整備統一化をはかり農民支配政策を転換した。それが在地では岡田善政の公布した正保の代官法度と慶安の代官触書に集約されていた。農民は支配の根幹である貢租収取に日常的な執拗な抵抗・抗争を展開し、ために幕府は全余剰を収取することには成功していない。こうした執拗な農民の抵抗・抗争に直面していた岡田善政は、農民の要求を汲みあげながら地方支配を実現せざるをえなかった。ここに幕府が農民支配政策を転換しなければならなかった基本的要因があると考えられる。

池田郡脛長村・沓井村に2000石の飛地を有していた備中国岡田藩は、農民の一揆を契機に、在地小領主であったという系譜を有する在地の土豪的農民を下代官に任用して農民支配を実現した。急流粕川の氾濫という自然条件の劣悪な所に位置するこの両村では、農民の耕作放棄・逃散が相つぎ、その負担を課せられた高持上層も耕作放棄するなど、農民の抵抗・抗争が続けられた。藩は土豪代官の勢威を補強しながら農民支配を実現させようとした。ここに土豪的農民が地方支配機構の末端に組込まれ、農民支配の大きな役割を果していた一例をみることができる。この土豪代官は、その家来久助を中心に十数名の別家の隷属農民（家来）に下作させ、作合を取得しながら自家経営を行っていた。しかし、寛文・延宝期には下作人の下作地に対する権利意識が強くなり、その自立度が高まりつつあった。下作人がその命に従わず、藩権力による強制を必要とする事態となっていた。また、支配下の農民の抵抗・抗争によって土豪代官の勢威は大きく後退し、その農民支配は容易ではなくなっている。

なお付言しておきたいのは、役負担をめぐる問題である。家なみに役負担する農民が本百姓として把握されていたし、本百姓が井組の構成員であり、入会山野の用益権を有していたが、村落秩序は頭百姓と脇百姓という身分階層制で本百姓と非本百姓というものではなく、役負担も石高基準が主流であり、また家なみの役負担もそうしたものに変っていった。尾張藩の夫役が寛永16年から石高基準の夫銀となったのをはじめ、堤銀・伝馬銀など、いわゆる三役銀として石高基準の銀代納となっており、大垣藩の正保2年七分五厘夫役米の設定も同様の意味をもっている。このようにして、かかる点でも石高制が深化・貫徹していったのである。

以上、美濃についての具体的検討を通じて、兵農分離の過程終了、石高制の深化・貫徹、小農民のより広汎な成立と封建領主によるその掌握、小農民の抵抗・抗争とそれに対応する封建領主の支配政策の確立が17世紀の後半、慶安以降寛文・延宝期までにみることができるのである。

論文審査結果の要旨

本論文は、中世・近世の村落における宮座の事例を全国的に求め、宮座の成立時期、その地域差、惣村・村の運営と宮座経営、宮座内の臈次階梯および身分秩序、宮座と女性など宮座研究の基本問題について事例にそくして詳細に検討し、宮座と村落の関係を論じたものである。

第一部「研究史と問題」は、歴史学・民俗学の両分野を主とする宮座の長く龐大な研究史を詳細に検討し、本論文の問題の所在を明示すると同時に、論者の宮座論を要約的に展開している。

第一章「宮座と村落」では、長い研究史を有しながらもいまだ宮座の概念について説が分かれているとしたうえで、歴史学で重視してこなかった座礼は宮座の重要な要素であると指摘する。また、宮座の成立時期についても中世説、近世説、中世・近世説があり、いずれも平安末期から宮座がみられると理解してきたのに対し、論者は、早い時期の宮座とされる事例は祭祀頭役制にかかわるものであると論じ、宮座の形成を中世の惣村・惣荘および近世の村、あるいは在地小領主の一揆など共和的組織にかかわるものと規定し、その形成時期には地域差があり、畿内とその周辺は鎌倉中後期・南北朝期以降、西日本は室町後期以降、東日本では戦国期・近世初頭以降であると述べる。この地域差は宮座の構造にもみられ、畿内とその周辺で土豪・地侍・在地小領主などが村の主導層を形成するところでは、宮座も彼らヲトナの主導のもとにあり、座礼の折にも彼らが固定的に上座を占め、下座に百姓が着座する。一方、これらの勢力がみられない惣村では、宮座の座衆である百姓が臈次階梯にしたがって座順も上座に移動して、その主導者がヲトナとなり、兵農分離にもなる宮座の再編成以後、臈次階梯を中心とした宮座が広汎にみられるようになる。そこには同族団関係は薄く、また、村役人の村政運営と宮座の経営が早くから分離する傾向が多いと論ずる。

西日本では、名と宮座との関係はきわめて濃いのが、中世は祭祀頭役が多く、近世には各同族団の本家が集って宮座を構成し、座配も家によって固定する傾向があったと論ずる。東日本の宮座は臈次階梯はなく、座配は固定していた。村の頭百姓あるいは草分百姓が宮座を構成し、座順は家の格式によって定まり、上座を占める有力な家々が村役人として村政を運営した、と地域的特色を述べる。

さらに、論者は宮座を男子の結社とする民俗学の見方は事例に反しており、また、宮座組織を年齢階梯制の原理で説明する説も成り立たぬとする。宮座の成員は個人でなく家の主であるから、女性も家の主であることによって出座し得たと論ずる。

第二章「祭祀頭役制と当屋制」は、論者が宮座と区別する祭祀頭役制にかかわる研究史を検討し、その問題点について述べている。

第二部「祭祀頭役制と当屋制」は、主に中世における祭祀頭役制の特質を検討する。

第一章「鎮守社の頭役と在地領主」では、はじめに紀伊国隅田八幡宮の頭役を取り上げ、この頭役が名田単位に課されている点に注目し、隅田荘内の名・名田が4組に編成され、その名主・名田

の作人が隅田八幡宮の座の頭役を巡役として勤仕しているが、この頭役は祭祀頭役制の座礼であって宮座とはいえないと論ずる。時代が下り、隅田荘が南北に分割され隅田八幡宮が隅田荘の鎮守でなくなり、隅田党を中心とする南北両荘の座衆の氏神として祭祀されることとなり、座衆が自主的な結合・統制をもつところの宮座が結成されるに至ったと論ずる。

第二章「宇都宮・今宮明神の頭役」は、宇都宮・今宮明神両社の頭役を、とくに、社家領主の神領支配と頭役の關係に着目して究明する。下野国一宮である宇都宮の頭役は、同宮の社務職にある宇都宮氏が勢力を及ぼし得た範囲で課されている。また、宇都宮氏の一族氏家氏は氏家の今宮明神を守護神として祭祀したが、氏家氏は今宮明神の頭役を氏家の郷・村に巡役として課していたことを明らかにしている。

第三章「桧原春日社と武水別八幡宮の頭人」では、武州桧原の春日社の祭礼に勤仕する御トウと信州更科郡八幡の武水別八幡宮の頭人の性格について検討する。前者は中世の在地小領主の鎮守社である神社の頭役祭祀が近世の当屋祭祀へと引きつがれた事例であり、後者は中世における荘園鎮守社の頭役祭祀が近世に入って氏子の奉斎する当屋祭祀となった事例で、論者は、いずれも宮座とは区別される祭祀形態であると論ずる。

第三部「中世・近世の宮座と村落」は、宮座の臈次階梯、女性の宮座参加など宮座の基本構造にかかわる問題を具体的事例を通して究明する。

第一章「中世の宮座と臈次階梯」は、畿内およびその周辺の中世宮座に焦点をおき、その構造を論ずる。具体的事例を近江の大嶋奥津嶋社と大和の下田鹿嶋社の宮座に求めている。前者では、南北朝から室町時代になると、本名の分解にもなって名主の勢威低下と百姓の成長がみられ、有力者の出現をみず、新しい秩序として臈次階梯ができ、この臈次階梯によって選ばれた「おとな」が惣村の主導者となったと論じ、後者でも鎌倉末から南北朝にかけて農民層の成長があり、応永・永享頃から臈次階梯が宮座の新秩序になったと論ずる。従来、中世末あるいは近世初頭の宮座の成立・発展期あるいはその再編成に際して臈次階梯が成立すると考えられていたのに対し、室町初期から中期にかけて成立しているとの論者の説を展開している。

第二章「中世における湖東の宮座」では、近江地方における宮座の多様性を村落構造との関連で検証する。その結果、多くの村落では地侍・殿原層が主導層であるが、地侍・殿原層のみの排他的・閉鎖的な宮座、社家・地侍・殿原層に百姓・下人らを加えた比較的開放的な宮座、百姓・商工業者の「おとな」を主導者とした宮座、などに類型化できることを明らかにしている。そして、これらはいずれも村落構造を反映するものであると論ずる。

第三章「大和小南の宮座と女房座」では、宮座と女性の問題について論ずる。一般に宮座は男性の独占するところで、女性の宮座への参加は稀れであるとされているが、論者は大和小南牛頭天王社の宮座に女房座があり、女房が別席の女房座に亭主と同じ座順で着座し、座配も女房衆がおこなっていたことを解明した上で、座配は亭主の座配と同じで女房座独自の座配でないと指摘する。このことは女房の亭主への従属を意味するものではなく、亭主も女房もその家の身分階層、家格制の

なかにあったからであると論じ、家が村落を構成し、家の主が宮座の座衆であるという宮座と村落の関係について論じている。

第四章「伊勢地方八王子社の結衆と当屋」。この章では、伊勢地方の産土神である八王子社の重要神事が八王子社の結衆によって行われていたことに注目し、早くは鎌倉末あるいは室町初期から結衆によって八王子社の祭礼が行われてきたことを明らかにしたうえで、近世初期の結衆は村落内の上層を形成し村政を運営していたこと、中期以降、結衆以外の百姓の抬頭にもなって結衆の勢力は後退するが、村の鎮守の祭祀を担当する村内の格式ある祭祀仲間として存続した過程を解明し、近世宮座の変遷を追っている。

第五章「若狭宇波西神社の田楽頭と宮座」では、福井県三方郡三方町気山に鎮座する宇波西神社の場合を事例に、中世末の祭祀頭役制と近世の宮座および氏子制の成立に関する問題を検討している。同社は、中世期に三方郡耳西郡の鎮守として祭祀され、その祭礼には、同郷内の名・名田にかけられる田楽頭をその名・名田を有する同郷内外の在地小領主・土豪・寺庵・百姓が勤仕していた。近世に入り、村々が成立すると百姓上層が宮座を形成し、それぞれの村で、座衆のなかの年番の頭屋が祭礼の経営にあたった。近世中期以降は新興勢力が伸長し、新規の住民にも頭屋経営が割付られ、祭礼への参加が解放的となり、宮座と氏子制が併存することになったと論ずる。

第六章「近世紀伊尾鷲の宮座と持合山」では、宮座の経済的基盤の問題を取り上げ、紀伊国尾鷲中井浦の大宝天王社の宮座を事例に検討する。同社を總社とする尾鷲七郷十カ村では、おそくとも近世初期には地土と呼ばれる親方を中心に妻座（詰座）・百二十人筋目の者をもって宮座を組織していたが、近世後期に尾鷲町の商業・廻船業・林業の発展にもなって新興勢力が抬頭し功勞地土となるが、彼等は宮座の座衆に加わらず、宮座の権威も次第に低下した。この宮座衰退のなかで宮座を支えたのは広大な持合山からの炭竈札代の収益であったことを明らかにする。

第七章「近世佐渡国仲地方の祭礼と長百姓」。ここでは近世村落の身分構造と宮座の関係を取り上げる。国仲地方の村々に戦国期の殿原の系譜をひく長百姓の家筋とその序列が定まるのは寛文・元禄の頃で、長百姓は弓神事を独占し、その格式を守り、長百姓を中心とする村落秩序の維持をはかっていた。平百姓は氏子として若干の経済的負担をしながらも、村の鎮守社の祭礼に参加できなかった。近世後期に平百姓の成長がみられると、その一部を宮座に組み込んで長百姓中心の秩序を維持し続けたとし、宮座が村落の身分構造に支えられていることを明らかにしている。

第八章「関東における草分百姓の座居と宮座」では、関東地方の近世村落の上層農民は、戦国時代以来、村落内の上層としての身分意識をもち、近世に入って、草分百姓という身分階層を形成すると同時に、彼等のみを成員とする宮座、あるいは、彼等を主とする宮座を結成して村の鎮守の祭祀を経営し、村落秩序維持を実現していた。近世後期に、この体制下の村政に対し、改革要求が起るが、運動の主導者は村落の上層に取り込まれ、大きな変化をみることがなかった。論者は、村落上層を成員とする宮座が従来の秩序維持に大きな役割を果たしたと論じている。

以上のように、本論文は、全国的視野に立って各地に宮座の事例を求め、宮座と村落の関係をそ

の歴史にそくして解明しようとしたものである。宮座の歴史学的研究においては事例研究がまだ不可欠の段階にあり、その意味で、本論文の挙示した諸事例の検討は学問的に大きな成果であるといえる。とくに、祭祀頭役制と宮座を区別すべきであると主張し、宮座の形成を惣村の成立との関係で把握すべきであると説き、さらに、村落構造の特質が宮座のあり方を規定しているとの論者の見解は十分に説得的である。もっとも、仮説的であれ、宮座の史的展開についての体系的論述がほしかったようにも思われる。また、都市における宮座の検討を今後の課題としている。しかし、本論文の研究の方法は周到かつ緻密であり、豊富な事例に基づいて宮座と村落の研究に新生面を開いており、学界に寄与するところ大きいと考えられる。

よって、本論文の提出者は、文学博士の学位を授与するに十分な資格を有するものと認められる。